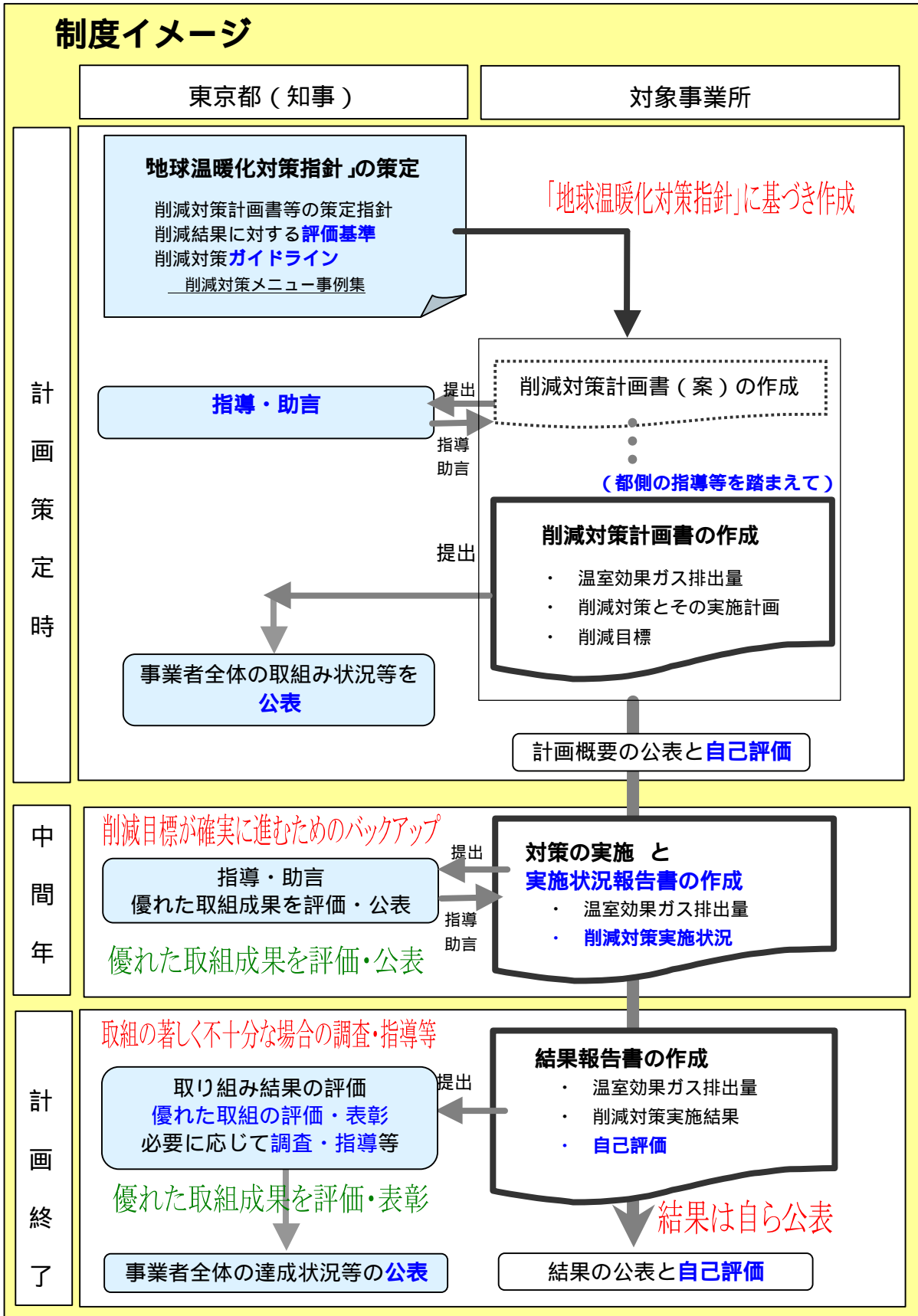


**対象** : 一定量以上の二酸化炭素排出（省エネ法第2種規模の年間電力600万kWh程度に相当）の大規模事業所  
対象規模以下の事業者については、ガイドライン等を活用し、排出削減にむけ誘導するしくみを今後検討

**計画期間** : 5年間程度

**評価対象ガス** : エネルギー起源のCO2  
(その他の温室効果ガスについては今後取扱いを検討)  
排出状況の把握については全温室効果ガス



### 計画策定時

都は、計画策定段階で、総量削減を目指した、より高い削減目標の設定を誘導

#### 自主性や個性をも活かす制度に

事業者は、指針等に基づき、実態に応じた自主的な削減目標、計画を作成

#### より高い「削減目標」設定に誘導する仕組みの創設

都は、削減対策ガイドラインを作成し、それに基づき、計画策定段階で事業者を指導・助言

都は、事業者自らの取組がどのようなレベルにあるかがわかる統計資料などを公表

事業者は、上記ガイドライン等の資料を参考に、より高い削減目標設定を目指す

#### 削減目標の底上げを図る制度

削減目標の底上げを図るため、都は、最低限取り組むレベルを提示

事業者は、最低限取り組むレベル以上の削減目標を設定

最低限取り組むレベルは、実態調査等をもとに、「運用+数年で回収可能な設備更新」のうち、多くの事業者が取り組んでいる対策や、多くの事業者が達成可能な削減率などを勘案し、用途ごとに設定

### 中間年

都は、中間年の実施状況を把握し、削減目標が着実に達成されるよう指導

#### 削減目標を着実に実施していく、実効性ある制度に

事業者は、中間年に削減計画の実施状況を都に提出

都は、事業者の実施状況を踏まえ、削減目標が着実に達成されるよう指導

#### 優れた取組成果をプラス評価し、広く普及していく

都は、対策の促進を図るため、早期段階に削減実績をあげた事業者を評価・公表

また、取組の優れた事業所の事例や対策技術等を紹介

### 計画終了時

都は、優良な事業者を表彰するとともに、削減結果の不十分な事業者を指導

#### 「削減率」の評価に加えて「取組の程度」も評価できる仕組みを創設

削減率の達成状況に加え、対策の取組程度も評価できるよう検討

(制度開始前に行った取組の成果や、制度期間中に事業規模・内容等が大きく変化する事業者を適切に評価するため)

これまでの取組状況の優れた事業所に対しては、その取組レベルの維持を求める

#### 優れた取組成果をプラス評価する制度に

都は、削減結果について評価し、優れた事業者を公表、特に優れた成果をあげた事業者は表彰

都は、事業者自らの達成状況がどのようなレベルにあるかがわかる統計資料などを公表

#### 削減取組の底上げを図る制度

都は、削減率及び取組の程度が著しく不十分な事業所に対しては、その状況を調査し、必要に応じて指導・勧告等を実施

表彰の対象等は委員会による審査を検討

事業者内での人材育成支援、テナントビルにおける推進体制の整備等を進める

事業者の取組を支える仕組みづくり